

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

| | | |
|-------|-----------------------------|----------------------|
| フリガナ | カワグチ タロウ | 記入例: 離職・廃業した方 |
| ①氏名 | 川口 太郎 | |
| ②生年月日 | 昭和・平成・令和 ●●年 ●●月 ●●日 満(●●)歳 | |
| ③電話番号 | ●●●-●●●●-●●●● | |

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

① 離職又は第3条第1号に規定する場合

| | | |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 離職等の時期 | ●●●●年●月●日 | ← 離職関係書類に記載されている 離職日・事業所名をご記入ください。 |
| 離職等した事業所 | ●●●●株式会社 | |

2. 第3条第2号に規定する場合

| | |
|-------------------------|------------|
| 給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況 | ※ご記入は不要です。 |
|-------------------------|------------|

⑤ 離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

| | |
|---------------------------|--------------------|
| 離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況 | 離職するまで世帯の生計を維持していた |
|---------------------------|--------------------|

⑥ 次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

| | |
|-----------|--|
| 住居を喪失した時期 | ※ご記入は不要です。 ← 住居を喪失しており、入居予定の住居を確保している方については、別途提出書類があります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。 |
| 喪失した住居の住所 | |
| 現在の状況 | |

2. 住居を喪失するおそれがあること

| | |
|----------------------------|--|
| 現在の住所 | 川口市中青木●-●-● ●●アパート ●●●号室 |
| 住居の家主等 | 川口 一郎 |
| 喪失するおそれのある住居の家賃額 | ●●●●●円 ← 契約書等を見ながらご記入ください。(家賃額は共益費・管理費等除く) |
| 現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等 | 収入が減少しており、家賃の支払いが困難であるため |

⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

| | | |
|--------|-----------|---|
| フリガナ | カワグチ タロウ | ← 申請する月の収入・申請日時点の(定期預金等を含む)預貯金・所持している現金の金額をご記入ください。(同居している方の分も記入が必要です。)申請書を提出した月の翌月に支払う家賃からの支給をご希望の場合は、翌月分の収入・預貯金等をご記入ください。 |
| 氏名 | 川口 太郎 | |
| 続柄 | 本人 | |
| 生年月日 | 昭和●●年●月●日 | |
| 収入(月額) | ●●●●●円 | 円 |
| 預貯金等 | ●●●●●円 | 円 |

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者認定を受けたい旨を記載し、必要書類を添えて生活困窮者認定申請書を送付してください。

私の個人情報、住居確保給付金申請書に必要となる範囲で、則第4条第1項に基づき、自立相談支援機関の間で相互に提供されるものと同意します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 ●年 ●月 ●日
川口市 長 あて

申請を受け始めたい家賃月についてご記入ください。(申請する月に支払う家賃もしくは申請した月の翌月に支払う家賃からの支給となります。)

1月支払い分(2月家賃相当分)からの支給を希望します
申請者氏名 川口 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。